

みんなでまちづくりを進めるために

青梅市の美しい風景を育む条例では、景観の形成に重要な資源を指定し保全を図っていくため、「景観形成重要資源」の制度を設けています。また国（文化庁）が所管する「登録有形文化財」制度などもあります。

これらを活用しながら、みんなで景観形成・まちづくりに取り組んでいきましょう。

景観形成重要資源

多くの人に親しまれ、景観形成に重要な役割を果たす資源を保全し将来に伝えていくために、歴史的な建造物等を「景観形成重要資源」として指定することができます。

景観形成重要資源の所有者等は、建物等の修理や修景を行う場合には、その外観について技術的援助や助成が受けられるようになります。

また現状の変更や所有権などの移転をしようとする場合は、市への届出が必要になります。

登録有形文化財

歴史的な建造物の適切な保存と自由な活用を支援するために、文化財保護法に基づく「登録有形文化財」制度を活用することができます。

この制度は、建築後50年以上を経過した建造物のうち、地域の歴史を理解するのに役立つことや独特の意匠を持つことなど、文化財としての価値から保存および活用の措置が必要とされるものが対象となります。

対象建造物の所有者が市を通じて国（文化庁）に登録することにより、固定資産税や地価税の軽減および相続時の財産評価額の減額などの支援措置、さらに修理を行う場合の設計監理費の補助を受けることができます。

また一定規模以上の改修等を行う場合は、市を通して国への届出が必要になります。



店蔵の修景



町屋・和風建築の修景



看板建築の修景



土蔵の修景

● 発行 平成20年2月
● 問合せ 青梅市まちづくり経済部都市計画課 TEL 0428-22-1111(内線2526)
〒198-8701 東京都青梅市東青梅1-11-1